

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

令和2年6月24日午後1時00分～午後5時50分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 売春防止法違反及び職業安定法違反事件の検挙・解決について

生活安全特別捜査隊が、北堺警察署等と合同で、標記の事件につき、6月11日までに被疑者40人を大阪地方検察庁に送致した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 粘り強い捜査により組織的に敢行された事件の全体像の解明に至ったことは意義深い。不正な収益の剥奪に努めるとともに、今後の捜査にも活かしてもらいたい。

(2) 殺人未遂及び公務執行妨害事件の検挙について

河内警察署が、標記の事件につき、6月20日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 常に受傷事故の危険性があることを周知して、引き続き危機意識の保持と装備品の有効活用に努め、警察活動における受傷の防止を徹底してもらいたい。

(3) 窃盗（ひったくり）事件の検挙について

都島警察署、福島警察署が共同で、標記の事件につき、6月12日に被疑者1人を検挙した旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ 犯罪発生状況の分析等により、高齢者を狙った卑劣な事件を早期に検挙したものであり、引き続き、同種犯罪の早期検挙に努めていただきたい。

(4) フィリピン人女性らによる不法就労助長等事件の検挙について

国際捜査課が、浪速警察署、南警察署及び組織犯罪対策本部と合同で、標記の事件につき、被疑者14人を検挙した旨の報告があった。

(5) 高速道路における「あおり運転」対策の実施について

「あおり運転」等、悪質・危険な運転行為が社会問題化しているところ、6月30日に道路交通法の一部を改正する法律が施行される。この機会を捉え、強化期間を設けて「あおり運転」抑止のための対策を講ずる旨の報告があった。

【委員発言要旨】

○ あおり運転に関する規制が新設されたことを広く周知するとともに、悪質運転者を認めた場合には適切な取締りをお願いしたい。

- (6) 高齢者向け参加・体験型「交通安全おでかけしたいそう」動画の配信について新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請により、高齢者が交通安全教育を受けることが困難である現状を踏まえ、高齢者が自宅等で簡単に身体を動かしながら交通ルールを学ぶことができる参加・体験型の交通安全動画「交通安全おでかけしたいそう」を各種広報媒体で配信する旨の報告があった。

【委員発言要旨】

- 高齢者関連の交通事故が依然として多いことから、動画を積極的に配信して多くの高齢者に交通安全に関心を持ってもらい、交通事故の抑止を図ってほしい。

第3 個別会議

1 決裁事項

- (1) 運転免許取消対象事案について
運転免許取消対象事案について、審議の結果、52件の行政処分を決定した。
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について
傷害致死事件に係る遺族給付金の支給裁定申請1件について、審議の結果、犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を行った。
- (3) 特定抗争指定暴力団等の指定の延長について
特定抗争指定暴力団等に指定中の六代目山口組及び神戸山口組について、同指定を延長する旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。
また、指定の延長を官報に公示すること及び両団体の代表者に指定延長通知書を交付する旨を決定した。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風適法」という。）に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（期間3月）を決定した。
イ 風適法に基づく行政処分1件（未成年者に対する酒類提供禁止違反）について、審議の結果、飲食店営業の停止（期間3月）を決定した。
- (5) 大阪府公安委員会事務専決規程の一部改正について
大阪府公安委員会事務専決規程の一部を改正したい旨の上申があり、審議の結果、可として決裁した。
- (6) 不服申立てに対する裁決について
ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案
運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。
イ 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案
運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

ウ 運転免許証交付処分に対する審査請求事案

運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(7) 運転免許証交付処分取消等請求事件の応訴について

運転免許証交付処分取消等請求事件について、4月22日、大阪地方裁判所に提訴がなされた旨の報告があり、審議の結果、応訴することで決裁した。

(8) 特例施設占有者の指定について

遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定について、1件の上申があり、可として決裁した。

(9) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求2件について、いずれも可として決裁した。

(10) 意見要望の受理等について

意見要望10件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 監察案件について

監察案件について報告があった。

【委員発言要旨】

○ 職員による大麻の所持等の事案は極めて遺憾であり、厳正に臨むとともに、重く受け止めなければならない。警察職員は他の公務員などと比べ、より高い規律が求められ、また、自制も必要である。

○ こうした観点から、特に若手警察官に対する研修を充実させるとともに、府民からの信頼確保に向けてさらに努めてもらいたい。

(2) 5月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について

5月中の警察宛て苦情の申出状況及び処理結果について報告があった。

(3) 運転免許に係る道路交通法改正の概要について

運転免許に係る道路交通法の改正の概要について報告があった。

(4) 生活安全部主管に係る5月中の専決事務の処理状況について

5月中における生活安全部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(5) 刑事部主管に係る5月中の専決事務の処理状況について

5月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(6) 交通部主管に係る4月中の専決事務の処理状況について

4月中における交通部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(7) 集団示威運動等に係る専決事務の処理状況について

6月8日から6月14日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

第4 その他

本会議は、本荘委員が警察本部庁舎外から電話を利用して参加する方式により開催された。

開会時には、井上委員長が電話会議システムにより会議を実施する旨を告げた後、各委員が互いに適時的確な意見表明ができる通話状態にあることを確認した。

また、会議の終了時において、通話状態に異状がなかったことを確認した。

以 上